

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 9 月 15 日現在

機関番号：32688

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K18173

研究課題名（和文）法的判断における真理概念の適用とその帰結

研究課題名（英文）Application of truth to legal judgement and its consequences

研究代表者

伊藤 克彦（ITO, KATSUHIKO）

和光大学・現代人間学部・非常勤講師

研究者番号：50586914

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：デイヴィッド・ウィギンズという哲学者の主張する真理論の立場を援用することで、法的判断の客観性や妥当性において、真理の問題が大きく関わるということを研究で示そうとした。ウィギンズ本人に会うことで、英米法の領域で実際に彼の真理論の実践例があることをアドバイスされ、ウィギンズの真理論の立場の解明、および英米法や日本法における適用事例を考察した。成果は今後単著としてまとめられる予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の法学において支配的な考えは、法的判断や価値判断には真理を問えず、その帰結から法的判断の客観性一般は否定され、法的判断の妥当性は真理や客観性の問題とは別の要素から引き出されることが多かった。しかしながら、この研究では改めて真理概念に注目することで、法的判断の問題に新たなアプローチを示す意義を持つ。またこうした議論は非常に理論的かつ抽象的なものに陥りやすいが、この研究では英米法や日本法の文脈に適用することで、実践的な問題にも接続することを試みた。

研究成果の概要（英文）：By supporting the position of truth theory by the philosopher David Wiggins, I tried to show in my research that the issue of truth is a major factor in legal judgement of objectivity and validity. By meeting Wiggins himself, I was able to show that there are actually practical examples of his theory of truth in the realm of Anglo-American law. Additionally I tried to elucidate Wiggins' position on truth theory and apply it in Anglo-American and Japanese law. The results will be compiled as a monograph.

研究分野：法哲学

キーワード：デイヴィッド・ウィギンズ シェリル・ミサック 真理論 メタ倫理学 法的判断 認知的民主主義論

## 1. 研究開始当初の背景

井上達夫やR・ドゥオーキンという例外はあるものの、法哲学では法的判断に真偽が問えない、あるいは真理概念を適用できないという考え方が支配的であり、また狭義の哲学の領域でもデフレ主義という立場に支持が集まり、真理概念から何らかの実践的な帰結を引き出すことは難しいという見解が多数派を占める。私はこの傾向に懐疑的であり、現代分析哲学の動向を批判的に検討することで、法哲学に何らかの含意を引き出すことを試みた。本研究における中心人物にあたるウィギンズの真理論も日本ではほとんど注目されていない。

また、ウィギンズのアイデアを受け入れるのであれば、先にも述べたように、既存の法制度では解決できない境界事例において、裁判所の裁判官が既存の解釈を変更することがあるが、これは恣意的で主観的であると必ずしも言えず、ある種の妥当性があると言える。こうした裁判所の解釈変更の妥当性の根拠は、日本や諸外国の研究でも明らかにはされていない。

## 2. 研究の目的

「法的判断に真理概念が適用できるか」という問題はいかにも雲をつかむ話のように思えるかもしれない。しかし、これは法実践を含めた社会全体の実践に影響を及ぼす問題だと申請者は考えており、その重要性はシェリル・ミサックという哲学者も指摘している。彼女は今日の社会哲学では真理概念が政治や道徳には適用できないという考えが支配的であると指摘する。彼女によれば、現状の民主主義体制を他の政治体制よりも優先する政治哲学的立場であっても、民主主義体制そのものを正当化するのではなく、手続き的な有効性で優位性を確保しようとしているとされる。そして真理概念が仮に政治に適用可能であれば、何らかの政治体制を哲学的に正当化することが可能になり、彼女はその帰結として「熟議民主主義」の体制を擁護する。

この議論を法実践に応用するのであれば、現状の法学領域の考えでは法的判断に真理概念は適用できないという発想が支配的であり、法的判断の妥当性は手続き的な有効性に置き換えられることが多い。しかし仮に法的判断に真理概念が適用できるのであれば、法的判断に単なる手続き的な有効性以上の哲学的正当化が可能になり、実質的な法的判断の内容も変動する可能性があるとして申請者は予測する。本研究では「法的判断に真理概念が適用できるか」という理論的問題に迫ると共に、その真理の問題の実践的帰結の例示として、こうした主張が法解釈にどのような影響を与えるかという点を追究することを目的とする。私は特にデイヴィッド・ウィギンズという哲学者の真理論に関心があり、ウィギンズの真理論を法哲学分野へ応用することを特に課題とする。

## 3. 研究の方法

本研究では、まずウィギンズの論じる真理概念に注目した。一般的に法的判断や規範的判断は、真偽を問うことができる真理概念には馴染まないとされてきたが、代わりに法的判断の妥当性を共同体の判断の一致とほぼ同一視する間主観的な妥当性の基準が法学領域で支持が大きい。しかしウィギンズは、あらゆる場所であらゆる時点における真理概念（「強い認知主義」）ではなく、ある特定の時点と場所に限定する真理概念（「弱い認知主義」）を提唱することで、規範的な判断に適用できる真理概念を主張しており、この立場を検討した。

次に、ウィギンズの立場を明らかにした上で、先行研究との比較をする。真理概念と法の問題との関わりを論じた国内の先行研究として、井上達夫の議論（「規範と法命題」, 1986-1987年）が挙げられる。井上の議論は、価値相対主義と法実証主義に批判的であるという点では自身の立場と共通項を持つ。しかしながら、この井上の立場から派生した別の帰結である、他者の立場への反転可能性、二重基準の禁止などの主張に対して、私は批判的である。私が批判的な井上の主張の問題群は、井上の「規範と法命題」の議論における真理概念の捉え方に起因していると考えており、井上の立場と比較をすることでウィギンズの立場を擁護する自身の主張を明確にすることを試みたい。また、国内の法哲学の領域では、法的判断に真理概念を適用することに批判的な立場もなお有力であり、法の問題においても真理概念が不可欠であることを研究で明らかにすることを試みた。

幸運なことに、2020年2月にウィギンズ本人へのインタビューを行うことができ、自身の真理論が、自らの真理論と法哲学の問題を接続するアイデアについて伝えられ、本研究ではそのアドバイスを具体的に展開した。

## 4. 研究成果

デイヴィッド・ウィギンズという哲学者の主張する真理論の立場を採用することで、法的判断の客観性や妥当性において、真理の問題が大きく関わるということを研究で示そうとし、研究成果を公表した。またウィギンズ本人に会うことで、英米法の領域で実際に彼の真理論の実践例があることをアドバイスされ、ウィギンズの真理論の立場の解明、および英米法や日本法における適用事例の考察を行った。研究成果の全体は今後単著としてまとめられる

予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>伊藤克彦   | 4. 巻<br>4.3.          |
| 2. 論文標題<br>社会科学の哲学が提起する問い：社会科学は自然科学と同じ営みを目指すべきなのか？そもそも違う営みなのか？ | 5. 発行年<br>2018年       |
| 3. 雑誌名<br>フィルカル  | 6. 最初と最後の頁<br>402-419 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                  | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                         | 国際共著<br>-             |

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名<br>伊藤克彦   | 4. 巻<br>4.3           |
| 2. 論文標題<br>社会科学の哲学が提起する問い：社会科学は自然科学と同じ営みを目指すべきなのか？そもそも違う営みなのか？ | 5. 発行年<br>2019年       |
| 3. 雑誌名<br>フィルカル  | 6. 最初と最後の頁<br>402-419 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                  | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難                         | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>伊藤克彦                           |
| 2. 発表標題<br>パーシアン・デモクラシーの射程：C.Misakの議論を中心に |
| 3. 学会等名<br>日本法哲学会                         |
| 4. 発表年<br>2017年                           |

〔図書〕 計1件

|                                  |                 |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>有賀 誠、菊池 理夫、田上孝一、伊藤克彦ほか | 4. 発行年<br>2019年 |
| 2. 出版社<br>晃洋書房                   | 5. 総ページ数<br>269 |
| 3. 書名<br>徳と政治：徳倫理と政治哲学の接点        |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

2020年2-3月にUniversity of Surrey(英国)で在外研究員として研究を行った。

6. 研究組織

|  | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|